年　　月　　日

放射性同位元素装備診療機器設置届

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者住所 |  |
|  | (電話) |
| 氏名 |  |

診療用放射性同位元素備付け届

放射性同位元素装備診療機器を設置するので、医療法第１５条第３項及び医療法施行規則第２７条の２の規定により次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 病院又は診療所 | | 名称 |  |
| 所在地 | 広島市　　　　　区 |
| (電話)　　　　　　　　　　(FAX)　　　　　　　　　(E-mail) |
| 放射性同位元素装備診療機器に関する事項 | 製作者名 | |  |
| 型式及び台数 | |  |
| 用途及び  放射性同位元素の種類 | 骨塩定量分析用 | □ Ｉ－125　　　□ Ａｍ－241　　　□ Ｇｄ－153 |
| 輸血用血液照射用 | □ Ｎｉ－63 |
| ガスクロマトグラフ用 | □ Ｃｓ－137 |
| 数量（Bq） | |  |
| 予定使用開始時期 | | | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 担当者所属・氏名等 | | |  |
| (電話) |

次頁に続く。

放射性同位元素装備診療機器の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要（昭和63年厚生省告示第243号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 骨塩定量分析装置 | 装備する放射性同位元素の数量が0.11TBｑ以下 | | □ 適　　　□ 否 |
| 機器を使用しないときの機器表面の実行線量率が  600ｎSv／時以下になる構造 | | □ 有　　　□ 無 |
| 使用時において機器から１ｍの距離における  実行線量率が６μSV ／時以下になる構造 | | □ 有　　　□ 無 |
| 線源収納容器 | 耐火構造 | □ 有　　　□ 無 |
| 線源を容易に取り外しができず、かつ、  線源が脱落するおそれのない構造 | □ 有　　　□ 無 |
| 機器本体に骨塩定量分析装置である旨を示す標識 | | □ 有　　　□ 無 |
| ガスクロマトグラフ用  ＥＣＤ | 装備する放射性同位元素の数量が740MBｑ以下 | | □ 適　　　□ 否 |
| 機器表面の実行線量率が600ｎSv／時以下になる構造 | | □ 有　　　□ 無 |
| 線源収納容器 | 耐火構造 | □ 有　　　□ 無 |
| 線源を容易に取り外すことができず、かつ、  線源が脱落するおそれのない構造 | □ 有　　　□ 無 |
| 導入口及び排出口キャップ等による密閉構造 | □ 有　　　□ 無 |
| ねじ等による機器への固定構造 | □ 有　　　□ 無 |
| 機器本体にガスクロマトグラフ用ＥＣＤである旨を示す標識 | | □ 有　　　□ 無 |
| 機器表面に収納されている放射性同位元素の種類・数量を示す標識 | | □ 有　　　□ 無 |
| 輸血用  血液照射  装置 | 装備する放射性同位元素の数量が200TBｑ以下 | | □ 適　　　□ 否 |
| 機器から１ｍの距離における実行線量率が  ６μSV ／時以下になる構造 | | □ 有　　　□ 無 |
| 線源収納容器 | 耐火構造 | □ 有　　　□ 無 |
| 線源を容易に取り外すことができず、かつ、  線源が脱落するおそれのない構造 | □ 有　　　□ 無 |
| 機器に固定されており、容易に取り外せない構造 | □ 有　　　□ 無 |
| 血液を出し入れする開口部 | 開放時において、線源を収納する容器が  しゃへいされた構造 | □ 有　　　□ 無 |
| かぎ等の閉鎖設備・器具 | □ 有　　　□ 無 |
| 機器本体に輸血用血液照射装置である旨を示す標識 | | □ 有　　　□ 無 |

放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要（規則30条の7の2）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用室名 | |  |
| 主要構造部等の耐火性 | | □ 耐火構造  □ 不燃材を用いた構造 |
| 画壁等の材質及び厚さ等 | 天井 |  |
| 床 |  |
| 壁 |  |
| 出入口の扉 |  |
| 実効線量を1.3mSv／３月以下とするしゃへい物又は間仕切りを設ける等の措置を講ずることによる管理区域の明確化 | | □ 有　　　□ 無 |
| 出入口のかぎ等の閉鎖設備・器具 | | □ 有　　　□ 無 |
| 使用室である旨の標識 | | □ 有　　　□ 無 |

その他の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | | □ 有　　　□ 無 |
| 管理区域境界 | 境界における実効線量が1.3ｍSv／３月以下となる措置 | □ 有　　　□ 無 |
| 管理区域である旨を示す標識 | □ 有　　　□ 無 |
| 管理区域への立入制限措置 | □ 有　　　□ 無 |
| 居住区域及び敷地境界の実効線量が250μSv／３月以下とする防護措置 | | □ 有　　　□ 無 |
| 入院患者の被ばく曝する実効線量が1.3mSv／３月以下となる措置 | | □ 有　　　□ 無 |
| 放射線診療業務従事者等の被ばく防止措置 | | □ しゃへい物  □ 防護衣  □ その他（　　　　　　） |
| 放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法 | | □ ＯＳＬ線量計  □ 蛍光ガラス線量計  □ ＴＬＤ線量計  □ 電子式ポケット線量計  □ その他（　　　　　　） |

※　該当欄のみ記入し、非該当欄は斜線で消去してください。

※　軽微な誤記、明らかな誤字脱字、記載漏れ等は、市が訂正・追記します。（承諾されない方はお申し出ください。）

※　放射性同位元素装備診療機器ごとに作成し、正副２部を提出してください。

（添付書類）

１　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室の平面図及び側面図

２　管理区域、管理区域の標識、使用中ランプ、注意事項、出入口等の位置を図中に赤で記入した書類

３　放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線遮へい能力計算書（計算責任者の所属、職、氏名を記入してください。）

４　人体に放射線を照射する放射性同位元素装備診療機器にあっては、当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴